京都市都市公園における便益施設の設置許可に係る使用料の額の設定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、京都市都市公園条例施行規則第１１条第１項の規定に基づき、公園施設として設置を許可する便益施設（以下「便益施設」という。）の土地の使用に係るその他の公園における使用料の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（無料施設）

第２条　公園利用者に対し無料で供される便益施設（駐車場のうち京都市駐車場条例第２３条第１項の規定による自動車駐車場及び京都市自転車等放置防止条例第９条の規定による自転車駐車場を除く。）の使用料については、０円とする。

（有料施設）

第３条　公園利用者に対し有料で供される便益施設の１平方メートル１月単位の使用料の額（以下「使用料」という。）の算定については、京都市の公有財産の目的外使用許可の例により算定した年額を１２で除した額とし、算定した額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

２　前項の規定により算出した額が京都市都市公園条例施行規則別表第１に規定する上限額を超えるときは、使用料は当該額を上限とする。

（無料区域と有料区域間の調整）

第４条　便益施設が無料の区域と有料の区域に区分されるときは、有料区域部分について前条の例により計算し、無料区域部分の基準額を０円として、それぞれの区域の土地の使用比率により調整し使用料を設定する。

（調整措置）

第５条　前３条で算定した使用料の額が、周辺地価の変動により前年度の使用料の額と比較して著しく高額又は低額であった場合の調整措置については、京都市の公有財産に係る使用料の調整措置の例によるものとする。

（委任）

第６条　この要綱で別に定めるとした事項及びこの要綱の施行に必要な事項は、建設局長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年１１月２２日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の便益施設の設置の許可（施行日前の設置の許可に係る京都市都市公園条例施行規則第５条第３項に規定する変更の許可を含まない。施行日前の継続の許可において同じ。）又は継続の許可に係る使用料について適用する。

（経過措置）

３　この要綱の施行前に公園施設の設置の許可を受けた便益施設の使用料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　次号以外の規定　令和４年３月３１日

⑵　第３条第２項の規定　令和４年６月１日

（適用区分）

２　第３条第２項の規定は、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が同号に掲げる規定の施行の日前に始まる使用に係る使用料のうち、同号に掲げる規定の施行の日から令和５年３月３１日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　前項の施行の日（以下「施行日」という。）以後の要綱の規定は、この要綱の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。